

民間事業者の活用に関する第4WGでのこれまでの議論の概要

第4WGでの委員の発言を事務局において編集（ は第1回会合での意見を示す。）

項 目	意 見 等 の 概 要
1 民間事業者の活用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間開放については、既に国から推進方針が出ているが、統計の質が十分確保されているかは時系列比較等により後になって分かるものであり、また、過去の統計を後で遡って作るとは事実上不可能であることから、慎重に進めるべきである。() ・ こうした統計関係者の会議の場合、統計の精度の低下を危惧する余り民間開放に保守的になるようだが、基本的スタンスとして民間にできるものは民間に任すという姿勢をとり、そこで問題があれば検討していくことで対処していくのではないか。() ・ まず民間開放ありきということで、根本の議論が不足しているのではないか。何が大事かという判断基準があるべき。() ・ 現在、国の情報管理に関する基本理念がないため、統計調査がなし崩し的に民間に開放されることになりかねない。() ・ 民間開放については、そのメリット、デメリットを見極め、どのような統計についてどのような形で実施することが可能か精査する必要がある。() ・ 民間開放については、委託事業者へのプロセス管理コストを含めたトータルコストとその便益について分析することが必要ではないか。() ・ 統計調査の民間開放は、理念のみが先行し、実態が伴っていない印象があるが、中核的な業務は国が担い、それ以外を民間事業者に委ねるといった基本的な考え方に立てば、「民間開放」よりも「民間事業者の活用」という表現が適切。() ・ 民間事業者側から見た場合、市場規模がどのくらいあるのかが明確になっていないと参入しにくい面があるが、一般的には事業開始から3年ぐらいで利益を確保するという考え方があり、民間事業者の参入を促すために、実際問題として今後どのように進めていくかが課題。() ・ 民間事業者が得意とするモニター調査などでの活用を検討すべき。() ・ モニタリング等全体の業務を統括するプロジェクトマネジメント業務をコンサルタント会社、シンクタンク等の民間事業者へ委託することもあり得るのではないか。() ・ 民間事業者を育成するためには、安定的に発注できる業務量が必要であるが、統計調査の場合、3年や5年などの周期調査も多く業務量の増減が著しいこと等から、単一の省の統計調査に係る仕事だけでは難しく、複数の省の統計

<p>2 民間事業者の活用のための業務の明確化</p>	<p>調査に係る仕事が常時存在している状況が必要。()</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の活用に当たっては、官側において必ずしも整合的に環境整備が行われているわけではないことから、整合的でない部分や制約になっている部分についてどのように考えるか等に関する検討も必要。() 民間事業者の活用の推進に当たっては、一括した全面的な委託という方法だけにこだわるのではなく、統計調査関係業務における部分委託の拡大という方法も考える必要があるのではないか。()
<p>3 国直轄の郵送調査について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の活用に当たっては、ステークホルダー（利害関係者）が国、地方公共団体、統計調査員、民間事業者、調査対象者等それぞれ存在することから、統計調査における企画から公表までの各業務に分解したマトリックスの中で民間事業者を活用することのメリット・デメリットを考えることが必要。また、民間事業者の活用とITの進展などを踏まえた調査手法の合理化は一体として考えるべき。() 統計の作成過程においては、訪問回数を減らすなどの効率化の余地もあると考えられるが、今の統計の精度は、個々の統計調査員が調査対象者のライフスタイルに応じて夜間等に自宅に訪問するなど愚直に仕事をしている結果であることにも留意する必要がある一方で、民間事業者の新しい発想を取り入れることも必要。() 一回限りの統計調査と月次、年次等の周期によって実施される統計調査は区分して議論することが必要。() 統計調査の業務フローは、郵送調査と調査員調査に区分した上で議論することが必要。() 統計調査の実施に係る各種業務のうち国が直接行うべきコアの業務が何かについて議論することが必要。()
<p>4 地方公共団体経由の調査員調査について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国直轄の郵送調査については、システム化の工夫によって民間事業者を活用することが可能であるが、調査員調査については、どの部分について経験を重ねて改善を図ることが可能か検討すべき。() 国直轄の郵送調査である科学技術研究調査については、引き続き公共サービス改革法に則って民間事業者を活用することは概ね妥当であり、国直轄の郵送調査は、比較的に民間事業者の活用に適しており、同法の対象とすることも視野に検討が必要。() <p>これまでの都道府県経由の統計調査における民間事業者の活用に係る取組においては、国が条件整備を行った上で、各都道府県又は市町村単位など現行の枠組みの中で進められており、法定受託事務の関係で地方自治体の裁量の余地が少なく、民間事業者の活用等規模的なメリットまで検討されていない。地域特性を踏まえ、地方自治体の裁量で民間事業者を活用することができるメリットについて検討する必要がある。()</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の統計調査員は、報酬だけでなく、調査員としてのプライドをもって仕事をしている方が多く、制度そのものとしてはある程度うまく機能している一方で、長期的な視点から、今後、高齢化の進展等により統計調査員の確保が困難になる状況を想定して、統計調査員の育成を図りつつ段階的に民間事業者を活用することが必要。()

<p>5 民間事業者の参入のための環境整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国直轄の郵送調査については、民間事業者の活用を積極的に実施していくべきものと考えられるが、越前市の例のような調査員調査については、当該活用の導入に関し十分検討する必要がある。() ・ 民間事業者が業務を受託した場合、一般的には初回から採算に見合うというのではなく、様々なアイデアを出すことにより、受託回数を追うごとに徐々に経費の削減を図るものであり、1、2回実施してみて赤字が出たからといって拙速に判断しないでもらいたい。また、今の市場調査等の業界を前提とした場合、現状では受け皿がないことは事実であるが、今後、民間事業者の参入を促すような方策が必要。() ・ 就業構造基本調査における越前市の事例においては、受託事業者の本社が東京にあり社員の出張旅費等が多額にのぼったことが赤字の大きな原因とされているが、昨年、川崎市で行った住宅・土地統計調査の試験調査の民間委託の結果をみると、例え首都圏で民間委託を実施した場合であっても、コスト的には厳しいものがあり、現行の法定受託事務については、民間事業者が受託できる環境にはない。自治体としても、入札の不落による統計調査の欠落等を考えると、慎重にならざるを得ない。() ・ 現行の統計調査は、研修等を含めた調査員制度の上に成り立っているものであり、当該制度は一朝一夕に構築できるものではないことから、調査員業務を軽々に民間事業者に開放するという事は難しいのではないか。() ・ 越前市の場合、調査員の一部を登録調査員にお願いして実査を行っており、民間事業者等からは、登録調査員の協力をどのようにして得るか等が課題であるという意見が出ている。() ・ 民間事業者の活用に当たり、統計の人材育成の中で、登録調査員に蓄積されたノウハウをどう活用していくべきかの道筋をつけるべき。() ・ 質の高い登録調査員が高齢化している状況において、長期的な視点から市町村単位を中心としたコミュニティの中で再生・保持していくことも一つの選択肢として検討すべき。また、調査員調査として残すべき範囲はどこなのか整理した上で、将来的に調査方法を合理化する部分で民間事業者を活用することが適当ではないか。() ・ 登録調査員は、市区町村ごとに登録されており、高齢化が進んでいるところもあれば、調査員の紹介等によってバランスが取れているところもあり区々である。() ・ 官民間問わず、ある情報を収集するためのプロセスは同様であり、問題はどのくらいのコストをかけることができるかではないか。() ・ 調査員調査を支える日本全体のシステムとして登録調査員制度が確立されていることに留意すべき。() ・ 地方公共団体経由の調査員調査については、質の維持向上と効率化の観点も含めて本ワーキンググループで今後も引き続き議論することが必要。() ・ 官が実施していたものを民に委ねる場合、品質を確保するためにコストをかけることになるが、経験を重ねることによってコストが下がることになるのかどうかを分析することが有用ではないか。() ・ 民間事業者の活用に当たって、これまでに政府として蓄積してきた実査や審査のノウハウを如何にして民間事業者
-------------------------------	--

<p>6 官民競争入札等監理委員会との関係について</p>	<p>に伝えていくかを長期的な視点で考えることが必要。()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認統計調査を含めれば、広い範囲で民間事業者の活用が行われているが、民間事業者の損益状況は必ずしもよく分からないことから、それぞれの民間事業者がどのような形で委託されるとやりやすいのかを把握すべき。() ・ 官民競争入札等監理委員会(統計調査分科会)における議論の役割と本ワーキンググループにおける議論の役割をどのように考えるべきか整理すべきであり、少なくとも本ワーキンググループにおいては、統計の立場から、どの部分については民間事業者の活用が可能かどうかのコンセンサスを得ておく必要がある。また、中長期的に統計の質を問われた場合の責任の所在についても考えておくべき。() ・ 官民競争入札等監理委員会と統計委員会の役割分担については、公共サービス改革法の対象業務を踏まえた整理を行うことが必要。()
-------------------------------	--